

医療機関にて PCR 検査を行った場合の算定例

【例1】PCR 検査を外注にて行う場合（その1）

診療・検査医療機関（福島県のホームページで公表）にて、初診患者に対して、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査のための検体採取（検体は唾液）を行い、風邪症状に対する A 薬剤を処方。後日、電話再診にて検査結果を伝えるとともに、コロナの療養上の指導を行う。

(1) 診療状況

〈8月1日〉

- ・医師が診療の上、新型コロナウイルス感染症を疑い、検査の必要性を認める。
- ・PCR 検査のため検体採取（検体は唾液）。PCR 検査は外注。
- ・（新型コロナウイルス感染症の確定診断は付けられないが）風邪症状に対して A 剤を院外処方。

〈8月3日〉

- ・PCR 検査結果（陽性）をもとに、新型コロナウイルス感染症と確定診断。
- ・当該患者に対して、電話にて再診を行うと共に検査結果を伝える。
- ・併せて、新型コロナウイルス感染症の療養上の指導を行う。

(2) 算定点数と公費負担医療適用の可否

〈8月1日〉

- * 初診料（288点）→健康保険
- * 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）（300点）→健康保険
- * 二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）（250点）→健康保険
- * SARS-CoV-2 核酸検出（検査委託）（700点）→検査の公費
- * 微生物学的検査判断料（150点）→検査の公費
- * 処方箋料→健康保険
- * 一般名処方加算2→健康保険

（考え方）検査実施料・判断料の患者一部負担金分は、検査の公費28が適用される。この日は新型コロナウイルス感染症の確定診断を付けることができないため、宿泊・自宅療養の公費は適用されない。

〈8月3日〉

- * 電話等再診料→宿泊・自宅療養者の公費
- * 二類感染症患者入院診療加算（電話等再診・診療報酬上臨時的取扱）（250点）→宿泊・自宅療養者の公費

（考え方）確定診断後に新型コロナウイルス感染症に係る診療を行ったため、全ての点数の患者一部負担金分について宿泊・自宅療養の公費28070605が適用される。

【例1】の【レセプト表示例】

診療報酬明細書 (医科入院外)		都道府 県番号	医療機関コード	1 医科	1社 2公費	3後 4退職	1単 22併 33併	2本 4六 6家	8高 0高 9外 8外 7	
令和 年 月 分										
公費負担者番号①	28070506	公費負担医療の受給者番号①	99999999	保険者番号					1098	
公費負担者番号②	28070605	公費負担医療の受給者番号②	99999999	被保険者証被保険者手帳等の記号・番号					7 ()	
氏名	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . . . 生		特記事項	保険医療機関の所在地及び名称						
職務上の事由	1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害			(床)						
傷病名	(1) COVID-19疑い (2) COVID-19 (3)		診療開始日	(1) 令和4年8月1日	転	治ゆ	死亡	中止	診療公費① 公費②	2日
				(2) 令和4年8月3日						1日
				(3) 年 月 日						1日
11	初診	時間外 休日 深夜	1回	288点	公費点数					
12	再診	再診	74 × 1回	74	74					
13	医学管理			800	800					
14	在宅	往診 夜間 深夜・緊急 在宅患者訪問診療 その他	回							
20	投薬	21 内服薬調剤 × 単位回 22 屯服薬調剤 × 単位回 23 外用薬調剤 × 単位回 25 処方薬 × 単位回 26 麻毒基 27 調剤								
30	注射	31 皮下筋肉内 32 静脈内 33 その他	回							
40	処置	薬剤	回							
50	手術	薬剤	回							
60	検査	薬剤	2回	850	850					
70	画像	薬剤	回							
80	その他	処方箋	1回	73						
療養の給付	請求点	※決定点	一部負担金額	円						
	2,085		減額割(円)免除・支払猶予							
	公費①	※	円							
	850									
	公費②	※	円							
	324									

【例2】PCR検査を外注にて行う場合（その2）。

診療・検査医療機関（福島県のホームページで公表）にて、初診患者に対して、新型コロナウイルス感染症のPCR検査のための検体採取（検体は唾液）を行い、風邪症状に対するA薬剤を処方。後日、外来診療（対面再診）にて検査結果を伝えるとともに、コロナの療養上の指導を行う。

(1) 診療状況

〈8月1日〉

- ・医師が診療の上、新型コロナウイルス感染症を疑い、検査の必要性を認める。
- ・PCR検査のため検体採取（検体は唾液）。PCR検査は外注。
- ・（新型コロナウイルス感染症の確定診断は付けられないが）風邪症状に対してA剤を院外処方。

〈8月3日〉

- ・PCR検査結果（陽性）をもとに、新型コロナウイルス感染症と確定診断。
- ・当該患者に対して、外来診療（対面診療）にて再診を行うと共に検査結果を伝える。
- ・併せて、新型コロナウイルス感染症の療養上の指導を行う。

(2) 算定点数と公費負担医療適用の可否

〈8月1日〉

- * 初診料（288点）→健康保険
- * 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）（300点）→健康保険
- * 二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）（250点）→健康保険
- * SARS-CoV-2 核酸検出（検査委託）（700点）→**検査の公費**
- * 微生物学的検査判断料（150点）→**検査の公費**
- * 処方箋料→健康保険
- * 一般名処方加算2→健康保険

（解説）検査実施料・判断料の患者一部負担金分は、検査の公費28が適用される。この日は新型コロナウイルス感染症の確定診断を付けることができないため、宿泊・自宅療養の公費は適用されない。

〈8月3日〉

- * 再診料→**宿泊・自宅療養者の公費**
- * 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）（300点）→**宿泊・自宅療養者の公費**
- * 救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（COV・外来診療）（950点）→**宿泊・自宅療養者の公費**

（解説）確定診断後に新型コロナウイルス感染症に係る診療を行ったため、全ての点数の患者一部負担金分について宿泊・自宅療養の公費28070605が適用される。

【例2】の【レセプト表示例】

診療報酬明細書 (医科入院外)		都道府 県番号	医療機関コード	1 医科	1社 2公費	3後 4退職	1単 22併 33併	2本 4六 6家	外 外 外	8高 0高 9外 8
令和	年	月	分	診療	開始	日	診療	中止	日数	2日
公費負担者番号①	28070506	公費負担医療の受給者番号①	99999996	保険者番号						7()
公費負担者番号②	28070605	公費負担医療の受給者番号②	99999996	被保険者証被保険者手帳等の記号・番号						枝番)
氏名	特記事項			保険医療機関の所在地及び名称						
職務上の事由	1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害			(床)						
傷病名	(1) COVID-19疑い (2) COVID-19 (3)			診療開始日	(1) 令和4年8月1日 (2) 令和4年8月3日 (3) 年 月 日	転治ゆ	死亡	中止	診療中止日数	2日 1日 1日
11	初診	時間外 休日 深夜	1回	288点	公費点数	(1) の中止日：令和4年8月3日				
12	再診	時間外 休日 深夜	74 × 1回	74		(12) *再診料 73×1 *明細書発行体制等加算 1×1				
13	医学管理			850	300	(13) *二類感染症患者入院診療加算(外来診療・診療報酬上臨時的取扱) 250×1 *院内トリアージ実施料(診療報酬上臨時的取扱) 300×1 *院内トリアージ実施料(診療報酬上臨時的取扱) 300×1				
14	在宅	往診 夜間 深夜・緊急 在宅患者訪問診療 その他 薬剤	回			(60) *SARS-CoV-2核酸検出(検査委託) 700×1 *微生物学的検査判断料 150×1 検査を実施した施設名(SARS-CoV-2核酸検出): ●● 検査会社 検査が必要と判断した医学的根拠(SARS-CoV-2核酸検出); 発熱、全身倦怠感よりCOVID-19を疑い施行				
20	投薬	21 内服薬調剤 × 単位 回 22 屯服薬調剤 × 単位 回 23 外用薬調剤 × 単位 回 25 処方箋 × 単位 回 26 麻酔薬 回 27 調剤 回				(80) *処方箋料(リフィル以外・その他) 68×1 *一般名処方加算2(処方箋料) 5×1 *救急医療管理加算1(診療報酬上臨時的取扱)(COV・外来診療) 950×1				
30	注射	31 皮下筋肉内 回 32 静脈内 回 33 その他 回								
40	処置	薬剤	回							
50	手術	麻酔薬 薬剤	回							
60	検査	病理検査 薬剤	2回	850	850					
70	画像	診断 薬剤	回							
80	その他	処方箋 薬剤	1回	73 950	950					
療養の給付	請求点	※決定点	一部負担金額	円	減額割(円)免除 支払猶予	円	※高額療養費	円	※公費負担点数	点
公費①	3,085									
公費②	850									
公費③	1,324									

【例3】PCR検査を院内にて行う場合。

診療・検査医療機関（福島県のホームページで公表）にて、初診患者に対して、新型コロナウイルス感染症のPCR検査のための検体採取（検体は唾液）を行い、確定診断後にコロナの症状に係る薬剤を処方した場合。

(1) 診療状況

- ・医師が診療の上、新型コロナウイルス感染症を疑い、検査の必要性を認める。
- ・PCR検査を院内で行い、結果は陽性。
- ・検査結果をもとに、医師がCOVID-19と確定診断。
- ・COVID-19の症状に対するA薬剤を院外処方。

(2) 算定点数と公費負担医療適用の可否

- * 初診料（288点）→健康保険
- * 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）（300点）→健康保険
- * 二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）（250点）→健康保険
- * 救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（COV・外来診療）（950点）→宿泊・自宅療養者の公費
- * SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）（700点）→検査の公費
- * 微生物学的検査判断料（150点）→検査の公費
- * 処方箋料→宿泊・自宅療養者の公費
- * 一般名処方加算2→宿泊・自宅療養者の公費

(考え方)

- ① 検査実施料・判断料の患者一部負担金分は、検査の公費28が適用される。
- ② 検査を行い、確定診断を行った後のコロナに係る診療の費用（上記の場合は救急医療管理加算1、処方箋料、一般名処方加算2）の患者一部負担金分は、宿泊・自宅療養の公費28070605が適用される。
（宿泊・自宅療養者の公費よりも検査の公費が優先適用されるため「公費①」に検査の公費番号が入る）
- ③ 確定診断を行う前の診療に係る点数は公費が適用されないため、健康保険扱いとなり、患者一部負担金が発生する。
- ④ 救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（COV・外来診療）（950点）を算定する患者が6歳未満の場合は「乳幼児加算（救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等）」（400点）を、6歳以上15歳未満の場合は「小児加算（救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等）」（200点）をさらに算定できる。

【例3】の【レセプト表示例】

診療報酬明細書 (医科入院外)		都道府 県番号	医療機関コード	1 医科	1社 2公費	3後 4退職	1単 22併 33併	2本 4六 6家	8高 0高 7外	
令和 年 月 分								給付割合 1098 7()		
公費負担者番号①	28070506	公費負担医療の受給者番号①	99999999							
公費負担者番号②	28070605	公費負担医療の受給者番号②	99999999							
氏名	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . . . 生		特記事項	保険医療機関の所在地及び名称						
職務上の事由	1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害		(床)							
傷病名	(1) COVID-19疑い (2) COVID-19 (3)		診療開始日	(1) 令和4年8月1日	転	治ゆ	死亡	(中止)	診療公費① 診療公費②	2日 1日 1日
11	初診	時間外 休日 深夜	1回	288点	公費点数					
12	再診	再診	時間外 休日 深夜	× 回						
13	医学管理			550						
14	在宅	往診 夜間 深夜・緊急 在宅患者訪問診療 その他薬	回							
20	投薬	21 内服薬調剤 × 単位 回 22 屯服薬調剤 × 単位 回 23 外用薬調剤 × 単位 回 25 処方箋 × 単位 回 26 麻毒基 単位 回 27 調剤 単位 回								
30	注射	31 皮下筋肉内 回 32 静脈内 回 33 その他 回								
40	処置	薬剤	回							
50	手術	麻酔薬 薬剤	回							
60	検査	薬剤	2回	850	850					
70	画像	診断薬 薬剤	回							
80	その他	処方箋 薬剤	1回	73 950	73 950					
療養給付	請求点	※決定点	一部負担金額	円	2,711					
療養給付	公費①	※	減額割(円)免除 支払猶予	円	850					
療養給付	公費②	※	円	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点	1,023			